

自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕規定（複利型）

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| ウ. 1年以上2年未満 | 約定利率×30% |
| エ. 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |

ただし、イ. からエ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

②預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ウ. 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| エ. 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| オ. 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |

ただし、イ. からオ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

③預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ウ. 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| エ. 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| オ. 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |

カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%

ただし、イ. からカ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (一部解約)

(1) 複利型としたこの預金については、申出にもとづき元金の一部について解約の取扱い(以下「一部解約」といいます。)をします。

(2) 一部解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。この場合、一部解約金額は、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 一部解約をする場合、解約金額についての利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数および前記2.(3)の預入期間に応じた期限前解約時の利率によって計算し、一部解約金額とともに支払います。

(4) 一部解約後の残りの金額の利息は、預入日から満期日までの日数および残りの金額に適用される預入日の利率によって計算し、満期日以後に支払います。

ただし、残りの金額について再度、一部解約をした場合には、一部解約金額について前項により取扱います。

※この預金は、本規定のほか「定期預金共通規定」を適用します。

以上

(2020年4月1日 現在)